公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７３１号
神戸市長田区一番町３丁目１番地市住３―1003号
債務者　橋本よし子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６３号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江256番地　大江アパート202
債務者　金森　研三
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１９７号
静岡市葵区瀬名中央４丁目６番35号　コーポ滝203号
債務者　山本　有一
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲谷　健幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５２６号
北九州市小倉北区平松町５番１―704号
債務者　芳川美津恵
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５２７号
北九州市門司区上本町５番１―44号
債務者　平井ひろみ
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿野　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字田向字館越下13番地７　吉田方、前住所青森県八戸市吹上６丁目５番39号　石上住宅
債務者　和村　睦美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須永　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１０７５号
神奈川県藤沢市高倉600番地の１　ドーミー長後２
債務者　高橋　　敦
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　　儒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０号
愛知県蒲郡市三谷町東１丁目117番地　オレンジこま101
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　幹彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４４３号
北九州市小倉北区昭和町14番20―914号
債務者　桑名　純二
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８８２号
堺市南区三原台２丁２番１―403号
債務者　吉﨑　　進
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
三重県四日市市大池町60番地１、住民票上の住所三重県桑名市参宮通21番地
債務者　内藤　汎一
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８５１号
札幌市東区北20条東18丁目２番５号　一刻館201号
債務者　石井　朋美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島麻紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７３号
京都市右京区嵯峨野芝野町７番地の13
債務者　アスカ製作所こと　小西　庄次
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目７番24―603号
債務者　森元　　章
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２４号
長崎県長崎市片淵２丁目11番７号
債務者　土井　節子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植木　博路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９９号
札幌市手稲区富丘２条４丁目12番21号
債務者　宮永　　尚
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　英貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部